

改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック」

●法改正とその後の進行

労働安全衛生法が一部改正され、新たにストレスチェック制度が創設された。
平成26年6月25日に公布され、施行日は、平成27年12月1日。

施行日から1年以内（平成28年11月30日まで）に、ストレスチェックを実施する必要がある。（結果通知や面接指導の実施までは含まない）

●制度の基本的な考え方

定期的に労働者のストレスの状況について**検査※**を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげる。

さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組である。

※検査・・・調査票に示された、仕事状況などについて質問に答えていく方式

●ストレスチェック計画案 概要

①ストレスチェック制度の目的に係る周知方法

メンタルヘルス不調になることを未然に防ぐ「一次予防」が目的であり、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしない。この趣旨を教職員に周知する。

②ストレスチェック制度の実施体制

事業者：長久手市教育委員会

制度担当者：教育総務課長

実施者：未定

実施事務従事者：教育総務課員（直接人事権限のない者）

面接指導医師：産業医

調査媒体、実施時期、受検対象者、面接指導対象者の選定方法等は、産業医等と協議のうえ、制度担当者の教育総務課長が定める。

③ストレスチェック制度の実施方法

今後実施者を決定し、厚生労働省の推奨する57項目の「職業性ストレス簡易調査票」と教職員特有のストレス要因について質問項目を設定する予定。

④ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法

実施者と協議予定

⑤受検の有無の情報の取り扱い

受検の強要や不受検による不利益な取扱いをしないことに留意のうえ、実施者から、受検の勧奨を目的に提供を受ける。

⑥ストレスチェック結果の記録の保存方法

ストレスチェックの結果の提供を受けた場合、教育委員会は、5年間保存することが義務づけられている。

その他については、実施者が5年間保存する。

⑦ストレスチェック、面接指導及び集団分析結果の利用目的及び方法

管理監督者に分析結果を示し、対策の立案・実施につなげる等の取組。

※ストレスチェックの結果について、教育委員会への通知には本人の同意が必要。

⑧ストレスチェック、面接指導及び集団分析結果に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法

情報開示などの手続き、情報開示などの業務担当者による秘密の保持方法について、調査検討する。

⑨ストレスチェック、面接指導及び集団分析結果に関する情報の取り扱いに関する苦情の処理方法

苦情の処理窓口を設ける方法、対応方法について検討を行う。

⑩労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること

受検は強制されないこととともに、制度の目的が職員一人ひとりのストレスを軽減し、働きやすい職場づくりを進めることから、全ての教職員がストレスチェックを受けることが望ましいという旨を文書にて周知する。

⑪労働者に対する不利益な取り扱いの防止

ストレスチェック制度に係る職員への不利益な取扱いが禁じられていることを文書にて周知する。